

令和5年度職員の懲戒処分状況について（教育委員会）

処分日	被処分者	処分内容	処分理由
R5.12.21	係長級職員	減給4カ月間、給料月額 の10分の1 (昇給抑制1号俸)	山岳博物館における印刷物の不適切な支出事務処理について、平成27年度から令和4年度にかけて5件にわたり不適切な事務処理を行った。
	課長級職員	減給1カ月間、給料月額 の10分の1 (昇給抑制1号俸)	山岳博物館における印刷物の不適切な支出事務処理について、令和元年度から令和4年度にかけて4件にわたり不適切な処理をした件に係る監督責任
R5.10.24	会計年度任用職員	減給4カ月間、給料月額 の10分の1	市教育委員会が事務局を務める鳥羽奨学会の資金について、平成30年から令和5年にかけて857万円余を横領した件に係る監督責任
	課長級職員	減給2カ月間、給料月額 の10分の1 (昇給抑制1号俸)	市教育委員会が事務局を務める鳥羽奨学会の資金について、平成30年から令和5年にかけて857万円余を横領した件に係る事務引継規定違反
	部長級職員	減給1カ月間、給料月額 の10分の1 (昇給抑制1号俸)	市教育委員会が事務局を務める鳥羽奨学会の資金について、平成30年から令和5年にかけて857万円余を横領した件に係る監督責任